

通学区域の一部改正について

1 目的

令和6年3月の品川区学事制度審議会答申の趣旨を踏まえ、就学人口の急増が見込まれる地域について、小学校の通学区域を変更する。

2 改正内容

城南小学校の通学区域は、区内においても特に就学人口の増加が著しい。また、今後も増加することが見込まれることから、城南小学校の通学区域のすべての児童を受け入れることが困難である。

以上のことから、品川区学事制度審議会答申の提言を踏まえ制度変更の検討を行った結果、東品川4丁目の一部地域について、隣接する城南第二小学校の通学区域に変更する。

3 変更となる地域

| 丁目 | 新 | 旧 |
|-----------------|---------|-------|
| 東品川 4丁目 11番～13番 | 城南第二小学校 | 城南小学校 |

4 改正年月日

令和8年4月1日

5 要綱の改正

経過措置を含む「品川区立学校の学校選択の取扱いに関する要綱」（教育長決定）については、別途改正する。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年 8月下旬 地域・保護者向け説明会

令和7年10月 令和8年度入学者向け学校希望選択申請受付

※新通学区域が適用

令和8年 4月 新通学区域の運用開始